



食安発 0617 第 1 号
平成 26 年 6 月 17 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長
(公印省略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(平成 26 年厚生労働省告示第 258 号)が本日公布され、これにより食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「告示」という。)の一部が改正されたところであるが、改正の概要等は下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきよう取り計らわれたい。
また、当該改正の概要等につき、関係者への周知方よろしくお願いする。

記

第 1 改正の概要

告示関係

法第 11 条第 1 項の規定に基づき、ビオチンの使用基準を一部改正したこと。

第 2 適用期日

公布日から適用されるものであること。

第 3 運用上の注意

1 使用基準関係

- (1) ビオチンの使用基準として、厚生労働大臣の承認を受けた調製粉乳を除き、母乳代替食品 100kcal 当たりのビオチンの含有量が $10\mu\text{g}$ 以下でなければならない旨の基準を設定したこと。
- (2) ビオチンの使用に当たっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないものとする。

2 食品中の分析法について

ビオチンの食品中の分析法については、「栄養表示基準における栄養成分等の分析方法等について」（平成 11 年 4 月 26 日付け衛新発第 13 号厚生省生活衛生局食品保健課新開発食品保健対策室長通知。以下「分析法通知」という。）を参照されたいこと。

なお、100kcal 当たりのビオチンの含有量の算出には、単位重量当たりの母乳代替食品の熱量に係る情報が必要となるが、監視指導にあたっては、栄養表示基準（平成 15 年厚生労働省告示第 176 号）に基づき各製品に表示された熱量の値を用いて差し支えないこと。ただし、食品衛生法第 54 条に基づく行政処分を行おうとする場合は、分析法通知別添 34 熱量（1）修正アトウォーター法により求められる当該製品の熱量の値を用いること。